

新たに確認された一類感染症の原因病原体の 一種病原体等への追加について

○第8回部会(平成22年10月1日開催)

感染症法に基づく「病原体管理制度」に関し、制度の施行(平成19年6月)以降に新たに確認されたエボラ出血熱及び南米出血熱の病原体※を一種病原体等として取り扱うことについて、審議し、了承。

※: エボラ出血熱の病原体; エボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルス
南米出血熱の病原体 ; アレナウイルス属チャパレウイルス



○政令改正

政令改正により、新たなエボラ出血熱及び南米出血熱の病原体を一種病原体等として位置付け

〔公布年月日〕 平成23年1月14日

〔施行年月日〕 平成23年1月24日

○その他

厚生労働科学研究により、新たなエボラ出血熱及び南米出血熱の病原体の診断法(RT-PCR法)の改良・開発を実施した。